
令和 8 年度（2026 年度）上下水道基準書等改定支援業務委託 仕様書

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課 技術監理室

目次

令和 8 年度（2026 年度）上下水道基準書等改定支援業務委託 仕様書	1
1. 総則	3
1. 1 適用範囲	3
1. 2 目的.....	3
1. 3 業務担当課	3
1. 4 疑義.....	3
1. 5 遵守すべき法令等	3
1. 6 業務計画	3
1. 7 再委託.....	3
1. 8 打合せ等	3
1. 9 著作権について	4
1. 10 提出書類について	4
1. 11 秘密の保持	4
1. 12 その他	4
2. 業務内容	5
2. 1 業務内容	5
2. 2 対象基準書等	5
2. 3 改定に用いる他基準.....	5
2. 4 改定内容	5
2. 5 成果品について	6
3. 検収	8
3. 1 成果品の検収について	8
3. 2 成果品の電子納品について	8
4. その他	9
4. 1 ウィークリースタンスについて	9
4. 2 情報共有システムの活用について	9

1. 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、「令和 8 年度（2026 年度）上下水道基準書等改定支援業務委託」（以下「業務」という）に適用する。

1. 2 目的

上下水道事業の適切な発注関係事務を行うため、関係法令に基づいた基準書及び仕様書等（以下、「基準書等」という。）の改定を行うもの。

1. 3 業務担当課

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課 技術監理室

1. 4 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、契約書によるほか委託者と受託者協議のうえ決定するものとする。

1. 5 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。

1. 6 業務計画

受託者は、本業務の実施に先立ち、業務計画書及び業務計画工程表を提出し、委託者の承諾を得ること。
また、業務計画書には業務体制の詳細を示し、適切な業務管理を行うこと。

1. 7 再委託

契約書第 5 条第 1 項に規定する「主体部分」とは、次の各号に掲げるもの等をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 改定計画の策定
- (2) 関係法令・指針・ガイドライン等の調査
- (3) 改定内容の確認及び整理
- (4) 改定内容の新旧対比（根拠資料含む）
- (5) 協議資料等の作成
- (6) 基準書及び仕様書等のとりまとめ

受託者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。

受託者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導、管理のもとに業務等を実施しなければならない。
なお、再委託先が熊本市登録業者である場合は、熊本市の指名停止期間中であってはならない。

1. 8 打合せ等

(1) 打合せ

打合せは以下の区切りにおいて行うものとし、回数は 3 回とする。

- ア 業務着手時
- イ 中間打合せ時

ウ 業務完了時

なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議のうえ契約変更の対象とする。
また、打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 報告会の開催

原則として、月に1回、作業状況の報告会を実施すること。ただし、(1) 打合せ と兼ねて開催してもよいものとする。

(3) 議事録の作成等

会議・打合せ議事録の作成は受託者が行うこと。

(4) その他

Web 会議による打合せを行うこともできる。

ただし、Web 会議を行う場合は、Microsoft Teams で行うこと。

1. 9 著作権について

業務の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案権登録を受ける権利を含む。）及び著作権についての帰属及び取扱いは、別紙「特許権及び著作権等に関する特記事項」のとおりとする。

1. 10 提出書類について

受託者は、下表に示す本業務の履行に必要な書類等を必要数量作成し、提出時期までに遅延なく提出し、委託者の承諾を得ること。

提出書類	数量	提出時期
委託業務着手届 業務計画工程表 管理技術者通知書（経歴書添付） 照査技術者通知書（経歴書添付） 業務計画書	各1部	業務着手時
報告会 議事録	1部	毎月
会議・打合せ 議事録	1部	適時
打合せ記録簿	1部	適時
委託業務完了届 業務実施工程表 納品書（成果品写真添付）	各1部	業務完了時

1. 11 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。

1. 12 その他

本仕様書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

2. 業務内容

2. 1 業務内容

本業務では、「2. 2 対象基準書等」に示す基準書等の改定を行うものとする。

基準書等の項目に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、基準書等の項目追加の必要が生じた場合は、委託者、受託者で協議を行い項目追加が可能である場合は、追加するとともに契約変更の対象とする。

2. 2 対象基準書等

本業務の対象とする基準書等は以下のとおりである。

上下水道工事共通仕様書（水道編）
上下水道工事共通仕様書（下水道編）
上下水道工事施工管理基準（土木共通編）
上下水道工事施工管理基準（水道編）
上下水道工事施工管理基準（下水道編）
上下水道業務委託共通仕様書（水道編）
上下水道業務委託共通仕様書（下水道編）
熊本市水道標準構造図
熊本市下水道標準構造図
水道工事設計積算編
測量・水道施設・水管橋及び橋梁添架管設計業務委託積算編
管渠設計要領編
污水管渠開削設計基準
推進設計編
小口径推進工数量計算書
マンホール形式ポンプ場及び圧送システム設計編
雨水施設編
開削自動計算システム
下水道工事積算基準編
改築工法設計基準編
ベンドサイフォン設計基準編
上下水道工事共通仕様書（水道機械・電気設備編）
上下水道工事共通仕様書（下水道機械・電気設備編）
上下水道工事機械・電気設備工事積算要領

2. 3 改定に用いる他基準

本業務においては、別紙 1 に示す関係法令及び別紙 2 に示す技術基準・指針・ガイドライン等、仕様書、規格等の最新版を用いるものとする。

なお、別紙 1 及び別紙 2 以外に用いるべき基準書等がある場合は、委託者と協議すること。

2. 4 改定内容

本業務における改定内容は以下とおりである。

(1)熊本市共通仕様書等改定に伴う「2. 2 対象基準書等」の改定

改定項目については、委託者から提供される最新の熊本市共有仕様書等を参照し、「2. 2 対象基準書等」へ反映すること。

(2)その他、委託者が指示する改定内容の反映

2. 5 成果品について

成果品については、下表に示す項目及び数量とする。また、MS-Office 2010形式以上で作成したオリジナルデータを提出し、委託者の承諾を得ること。

なお、成果品目録は、委託者及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。

成果品目録	数量	特記事項
・(改定溶け込み版) 上下水道工事共通仕様書(水道編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事共通仕様書(下水道編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事施工管理基準(土木共通編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事施工管理基準(水道編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事施工管理基準(下水道編) ・(改定溶け込み版) 上下水道業務委託共通仕様書(水道編) ・(改定溶け込み版) 上下水道業務委託共通仕様書(下水道編) ・(改定溶け込み版) 熊本市水道標準構造図 ・(改定溶け込み版) 熊本市下水道標準構造図 ・(改定溶け込み版) 水道工事設計積算編 ・(改定溶け込み版) 測量・水道施設・水管橋及び橋梁添架管設計業務委託積算編 ・(改定溶け込み版) 管渠設計要領編 ・(改定溶け込み版) 污水管渠開削設計基準 ・(改定溶け込み版) 推進設計編 ・(改定溶け込み版) 小口径推進工数量計算書 ・(改定溶け込み版) マンホール形式ポンプ場及び圧送システム設計編 ・(改定溶け込み版) 雨水施設編 ・(改定溶け込み版) 開削自動計算システム ・(改定溶け込み版) 下水道工事積算基準編 ・(改定溶け込み版) 改築工法設計基準編 ・(改定溶け込み版) ベンドサイフォン設計基準編 ・(改定溶け込み版) 上下水道工事共通仕様書(水道機械・電気設備編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事共通仕様書(下水道機械・電気設備編) ・(改定溶け込み版) 上下水道工事機械・電気設備工事積算要領	各1部	改定がない場合も作成すること。
・(改定見え消し版) 上下水道工事共通仕様書(水道編) ・(改定見え消し版) 上下水道工事共通仕様書(下水道編) ・(改定見え消し版) 上下水道工事施工管理基準(土木共通編) ・(改定見え消し版) 上下水道工事施工管理基準(水道編) ・(改定見え消し版) 上下水道工事施工管理基準(下水道編)	各1部	改定がある場合は作成すること。

・(改定見え消し版) 上下水道業務委託共通仕様書 (水道編) ・(改定見え消し版) 上下水道業務委託共通仕様書 (下水道編) ・(改定見え消し版) 熊本市水道標準構造図 ・(改定見え消し版) 熊本市下水道標準構造図 ・(改定見え消し版) 水道工事設計積算編 ・(改定見え消し版) 測量・水道施設・水管橋及び橋梁添架管設計業務委託積算編 ・(改定見え消し版) 管渠設計要領編 ・(改定見え消し版) 污水管渠開削設計基準 ・(改定見え消し版) 推進設計編 ・(改定見え消し版) 小口径推進工数量計算書 ・(改定見え消し版) マンホール形式ポンプ場及び圧送システム設計編 ・(改定見え消し版) 雨水施設編 ・(改定見え消し版) 開削自動計算システム ・(改定見え消し版) 下水道工事積算基準編 ・(改定見え消し版) 改築工法設計基準編 ・(改定見え消し版) ベンドサイフォン設計基準編 ・(改定見え消し版) 上下水道工事機械・電気設備工事積算要領		
・(改定概要) 上下水道工事共通仕様書 (水道編) ・(改定概要) 上下水道工事共通仕様書 (下水道編) ・(改定概要) 上下水道工事施工管理基準 (土木共通編) ・(改定概要) 上下水道工事施工管理基準 (水道編) ・(改定概要) 上下水道工事施工管理基準 (下水道編) ・(改定概要) 上下水道業務委託共通仕様書 (水道編) ・(改定概要) 上下水道業務委託共通仕様書 (下水道編) ・(改定概要) 熊本市水道標準構造図 ・(改定概要) 熊本市下水道標準構造図 ・(改定概要) 水道工事設計積算編 ・(改定概要) 測量・水道施設・水管橋及び橋梁添架管設計業務委託積算編 ・(改定概要) 管渠設計要領編 ・(改定概要) 污水管渠開削設計基準 ・(改定概要) 推進設計編 ・(改定概要) 小口径推進工数量計算書 ・(改定概要) マンホール形式ポンプ場及び圧送システム設計編 ・(改定概要) 雨水施設編 ・(改定概要) 開削自動計算システム ・(改定概要) 下水道工事積算基準編 ・(改定概要) 改築工法設計基準編 ・(改定概要) ベンドサイフォン設計基準編 ・(改定概要) 上下水道工事共通仕様書 (水道機械・電気設備編)	各1部	改定がある場合は作成すること。

・(改定概要) 上下水道工事共通仕様書(下水道機械・電気設備編) ・(改定概要) 上下水道工事機械・電気設備工事積算要領		
・(新旧対照表) 上下水道工事共通仕様書(水道編) ・(新旧対照表) 上下水道工事共通仕様書(下水道編) ・(新旧対照表) 上下水道工事施工管理基準(土木共通編) ・(新旧対照表) 上下水道工事施工管理基準(水道編) ・(新旧対照表) 上下水道工事施工管理基準(下水道編) ・(新旧対照表) 上下水道業務委託共通仕様書(水道編) ・(新旧対照表) 上下水道業務委託共通仕様書(下水道編) ・(新旧対照表) 熊本市水道標準構造図 ・(新旧対照表) 熊本市下水道標準構造図 ・(新旧対照表) 水道工事設計積算編 ・(新旧対照表) 測量・水道施設・水管橋及び橋梁添架管設計業務委託積算編 ・(新旧対照表) 管渠設計要領編 ・(新旧対照表) 污水管渠開削設計基準 ・(新旧対照表) 推進設計編 ・(新旧対照表) 小口径推進工数量計算書 ・(新旧対照表) マンホール形式ポンプ場及び圧送システム設計編 ・(新旧対照表) 雨水施設編 ・(新旧対照表) 開削自動計算システム ・(新旧対照表) 下水道工事積算基準編 ・(新旧対照表) 改築工法設計基準編 ・(新旧対照表) ベンドサイフォン設計基準編 ・(新旧対照表) 上下水道工事共通仕様書(水道機械・電気設備編) ・(新旧対照表) 上下水道工事共通仕様書(下水道機械・電気設備編) ・(新旧対照表) 上下水道工事機械・電気設備工事積算要領	各1部	改定がある場合は作成すること。

3. 検収

3. 1 成果品の検収について

「2. 5 成果品について」に記載の成果品について、履行期間までに遅延なく納品し、委託者の承諾を得ること。

3. 2 成果品の電子納品について

本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成したものを指す。

電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(上下水道編)に基づいて作成することとする。

成果品を提出する場合は、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

電子検査に必要なパソコンについては、原則受託者が準備することとする。受託者が、準備できない場合は別途協議する。

その他「2. 2 対象基準書等」の項目別に PDF、Word、Excel、CAD 形式等の電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部提出するものとする。

4. その他

4. 1 ウィークリースタンスについて

本業務をウィークリースタンスの対象業務とするため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の合意のもと取組むものとする。

4. 2 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと